**被災者支援制度のお知らせ**

◇　自然災害で、全壊、半壊、床上浸水などの一定規模の被害を受けた時は、程度により見舞金が受けられるほか、市税の減免や徴収猶予なども受けることができます。

本冊子は、被災者の皆さんが、これら支援制度を活用しながら生活の再建に向けた取り組みができるように、主として当市で対応する各種の支援制度をまとめたものです。**「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府）**と併せご活用いただきますようお願いします。

◇　本冊子に記載する相談窓口は、平素お困りの方もご活用できるものとなっています。

◇　支援制度は、随時更新（変更・追加）します。

◇　相談窓口

　　　**市民相談室：058-214-6028 E-mail/soudan@city.gifu.gifu.jp**

市民相談室では、被災者の相談事項を聴取し、その内容に応じて適切な部署、関係機関をご案内します。

大規模災害時には、総合的な相談窓口を設置致しますのでご利用ください。

設置場所、連絡先については、設置次第お知らせします。

　　◇　凡例

　　　**・★は「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府）を参照**

**・制度名に付記する＜災害救助法＞は、同法が適用された場合に**

**活用できる制度です。**

**（本冊子に関する問い合わせ先） 都市防災政策課：058-267-4763**

**E-maiｌ/bousai@city.gifu.gifu.jp**

**令和４年８月**

**岐　阜　市**

**目　　次**

**＊　用語の定義**

**１　罹災証明書の交付は受けましたか？**‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　１

**２　支援金、見舞金、貸付金など**

災害見舞金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　２

災害弔慰金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　２

災害障害見舞金‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３

被災者生活・住宅再建支援金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　３

災害援護資金の貸付　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　４

生活福祉資金の貸付　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　５

母子父子寡婦福祉資金の貸付　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　５

**３**就園・就学奨励事業等

教科書等の無償給付　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６

特別支援学校等への就学奨励事業　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６

小・中学生の就学援助措置　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６

高等学校授業料等減免措置　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６

高校生等奨学給付金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　６

高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）　‥‥‥‥　６

大学等授業料等減免措置　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７

緊急採用奨学金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７

ＪＡＳＳＯ災害支援金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７

ＪＡＳＳＯ奨学金の緊急採用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７

あしなが育英会による奨学金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　８

岐阜市育英資金（奨学貸付金・入学準備貸付金）　‥‥‥‥‥　８

ひとり親家庭等に対する奨学給付金　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　８

児童扶養手当等の特別措置　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　８

**４　税金、保険料等の減免など**

税金の減免等　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　９

保険料の減免　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　10

障がい福祉サービス等の利用者負担金の減免‥‥‥‥‥‥‥‥　11

保育所等の保育料の減免　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　11

公共料金・使用料等の特別措置　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　11

生命保険の保険料払込猶予期間の延長　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　12

住宅ローン等の免除・減額　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　12

生活保護　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　12

生活困窮者自立支援制度　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　12

**５　住居支援**

住宅融資　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　13

被災者のための住宅提供　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　13

障害物の除去　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　14

住宅の応急修理　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　15

　　災害予防　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　15

**６　農林漁業・中小企業・自営業への支援**

農林漁業関係者への融資　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　16

被災中小企業の振興　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　16

**７　環境・上下水道**

環　境　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　19

　　上下水道　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　20

**８　生活関連支援**

預金通帳、印鑑を紛失した場合の預貯金等の払い戻し　‥‥‥　21

運転免許証の再交付　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　21

基礎年金番号通知書、国民健康保険被保険者証の再交付　‥‥　21

登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合　‥‥‥‥ 　21

生保・損保契約照会制度　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　22

災害に便乗した悪質商法について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　22

悪質訪問販売について　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　22

**９　こころの健康等**

性暴力被害防止　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　23

法律とこころの相談　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　23

 面接による無料法律相談会　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　23

福祉なんでも１１０番　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　24

相談窓口一覧　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　24

**10　災害ボランティア**

　　ボランティア相談　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　25

　　岐阜市災害ボランティアセンター　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　25

　　岐阜市災害時多言語支援センター　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　25

付録　その他の制度の問い合わせ先　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　26

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 定義 |
| 全壊 | 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「被害認定基準」という。）に定める住家全壊をいう。 |
| 解体 | 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったものをいう。 |
| 長期避難 | 自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものをいう。 |
| 大規模半壊 | 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって、構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（解体及び長期避難を除く。）をいう。 |
| 中規模半壊 | 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもの（解体、長期避難及び大規模半壊を除く。）をいう。 |
| 半壊 | 被害認定基準に定める住家半壊（解体、長期避難、大規模半壊及び中規模半壊を除く。）をいう。 |
| 床上浸水 | 自然災害によりその居住する住宅又は共同住宅の住戸（以下「住宅等」という。）における床上に達した浸水又は全壊若しくは半壊に該当しないが、土石竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。 |
| 全浸水 | 主として居住の用に供する階の床面積の概ね70パーセント以上が被害を受ける床上浸水をいう。 |
| 半浸水 | 主として居住の用に供する階の床面積の概ね20パーセント以上70パーセント未満が被害を受ける床上浸水をいう。 |
| 災害関連死 | 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。） |

＊　用語の定義

**～各種支援制度をご利用になる前に～**

**１　罹災証明書の交付は受けましたか？**

**罹災証明書**

**（問い合わせ先） 福祉政策課：058-265-3891**

**FAX/058-214-2174　　E-maiｌ/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp**

「罹災証明書」は、災害によって生じた住家（倉庫、店舗など人の住んでいない建物及び門・塀・家財道具等は除きます。）の被害状況を証明するもので、支援制度を利用する際等に必要となります。被害状況は災害発生後１ヶ月以内の状況をもとに判定しています。被災後、１ヶ月以内に福祉部福祉政策課へご連絡ください。

◆申請等に必要なもの

本人確認ができるもの（運転免許証等）、罹災者本人以外が交付申請をする場合は『委任状』（委任日が6ヶ月以内のもの）が必要です。

◆交付までの手続き

１　災害発生後、速やかに（1ヶ月以内）ご連絡ください。

※　連絡に基づき現地調査を行い、「罹災者台帳」を作成します。

２　「罹災証明書交付申請書」をご提出ください。

３　「罹災者台帳」をもとに「罹災証明書」を交付します。

※　「罹災者台帳」が作成されていれば、災害発生後1ヶ月を経過していても、「罹災証明書」を交付することができます。

※　**火災の場合は、お近くの消防署へ**お問い合わせください。

（**火災に関する「り災証明書」の問い合わせ先**）

岐阜中消防署指揮調査係　　　電話: 262-7165

岐阜南消防署指揮調査係　　　電話: 272-2012

岐阜北消防署指揮調査係　　　電話: 231-5308

ただし、**自然災害に起因する火災で、災害対策基本法に基づく「罹災証明書」が必要な場合は、福祉政策課社会係へ**ご連絡ください。

**２　支援金、見舞金、貸付金など**

**【災害見舞金】**

**（問い合わせ先） 福祉政策課：058-265-3891　 FAX/058-214-2174**

**E-maiｌ/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp　　市HPに掲載**

市民の方が災害により罹災したときに災害見舞金を支給するものです。

支給にあたっては、消防本部からの連絡等に基づいて被災者の情報を確認し、被災地を訪問した上で、被災者若しくは関係者に見舞金を直接支給します。

※　罹災証明書の取得については、１ページをご覧ください。

◆支給対象

１　住家が全壊（全焼・全損）、流出、埋没、半壊（半焼・半損）、半埋没、床上浸水などにより、罹災したとき。

２　１に起因し、市民が負傷（１ヶ月以上の治療を必要とする旨の医師の判定のある場合に限ります。）又は死亡したとき。

（注）被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金や、岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱に基づく岐阜市被災者生活・住宅再建支援金の支給を受ける者は、下表支給額の１から４の災害見舞金は、支給対象外となります。

◆支給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 住家が全壊（全焼・全損）、流失、埋没 | 1世帯 | 3万円 |
| ２ | 住家が半壊（半焼・半損）、半埋没 | 1世帯 | 2万円 |
| ３ | 住家が床上浸水 | 1世帯 | 1万円 |
| ４ | 上記に関わらず、罹災世帯が生活保護世帯にあっては、それぞれの基準額に５割相当額を加算した額 |
| ５ | 市民が負傷したとき | 1人につき | 2万円 |
| ６ | 市民が死亡したとき | 1人につき | 4万円 |

**★【災害弔慰金】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先）　福祉政策課：058-265-3891　 FAX/058-214-2174**

**E-maiｌ/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp　　市HPに掲載**

災害により死亡した市民（災害関連死と認定された方を含む。）のご遺族に災害弔慰金を支給します。罹災証明書が必要です。

**★【災害障害見舞金】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先） 福祉政策課：058-265-3891 FAX/058-214-2174**

**E-maiｌ/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp**

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給します。

**★【被災者生活・住宅再建支援金】**

**（問い合わせ先）　都市防災政策課：058-267-4763　　FAX/058-265-3857**

**E-maiｌ/bousai@city.gifu.gifu.jp　市HPに掲載**

自然災害により住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金を支給するものです。罹災証明書が必要です。

**【被災者生活再建支援法に基づく支給】**

被災者生活再建支援法が適用される災害の場合、岐阜県（支給事務：

公益財団法人都道府県会館）が、被災者生活再建支援金を支給します。

**【岐阜市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱に基づく支給】**

◆支給対象（以下の全てを満たす方）

１　専ら生活の根拠として現に居住のために使用している住宅等が自然災害により全壊、解体、長期避難、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全浸水もしくは半浸水の被害を受けたこと。

２　被害を受けた住宅等が市内にあること。

３　被害を受けた住宅等に居住する世帯の世帯主であること。

４　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定による支援の対象者（中規模半壊の被害を受けた住宅等に居住する世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）でないこと。

◆支給額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯の区分 | 基礎支援金 | 加算支援金 |
| 被害の程度 | 補助基準額 | 再建方法 | 補助基準額 |
| 複数 | 全壊解体長期避難 | 1,000 | 建設・購入 | 2,000 |
| 補修 | 1,000 |
| 貸借 | 500 |
| 大規模半壊 | 500 | 建設・購入 | 2,000 |
| 補修 | 1,000 |
| 貸借 | 500 |
| 中規模半壊 |  | 建設・購入 | 1,000 |
| 補修 | 500 |
| 賃借 | 500※１ |
| 半壊 | 500 | ― | ― |
| 床上浸水 | 全浸水 | 300 | ― | ― |
| 半浸水 | 150 | ― | ― |
| 単数 | 全壊解体長期避難 | 750 | 建設・購入 | 1,500 |
| 補修 | 750 |
| 貸借 | 375 |
| 大規模半壊 | 375 | 建設・購入 | 1,500 |
| 補修 | 750 |
| 貸借 | 375 |
| 中規模半壊 |  | 建設・購入 | 750 |
| 補修 | 375 |
| 賃借 | 375※２ |
| 半壊 | 375 | ― | ― |
| 床上浸水 | 全浸水 | 225 | ― | ― |
| 半浸水 | 113 | ― | ― |

・　複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が２以上である被災世帯をいう。

・　単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が１である被災世帯をいう。

・　支援対象者が住居の所有者でない場合（住居の所有者が支援対象者と同一の世帯に属する場合を除く。）は、この表に規定する額の2分の1に相当する額を上限とする。

・　災害見舞金を支給された場合にあっては、支給金の額から既に支払われた見舞金の額を控除した額を支給する。

・　加算支援金のうち、２以上に該当するときの補助基準額は、最も高いものとする。

・　貸借には、公営住宅法（昭和２６年法律第193号）に規定する公営住宅の貸借を含めない。

・　※１：法対象者は250、※２：法対象者は187.5

**★【災害援護資金の貸付】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先） 福祉政策課：058-265-3891**

**FAX/058-214-2174　　E-maiｌ/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp**

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付けます。罹災証明書が必要です。

**★【生活福祉資金の貸付】**

**（問い合わせ先） 岐阜市社会福祉協議会生活相談係：058-253-0294**

**https://www.winc.or.jp/contents/services/shikin/**

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付けます。罹災証明書が必要です。

**★【母子父子寡婦福祉資金の貸付】**

**（問い合わせ先） 子ども支援課：058-214-2396　　FAX/058-262-1121**

**E-maiｌ/** **k-shien@city.gifu.gifu.jp****市HPに掲載**

母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的自立と生活の安定を図るために、必要な経費を貸付けするものです。罹災証明書が必要です。

**３　就園・就学奨励事業等**

**★**【**教科書等の無償給付】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先） 学校指導課：058-214-7156****E-maiｌ/gakosido@city.gifu.gifu.jp**

**在学する学校**

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。

罹災証明書が必要です。

**★【特別支援学校等への就学奨励事業】**

**（問い合わせ先） 県特別支援教育課、各学校**

**学校安全支援課：058-214-2316**

被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。

**★【小・中学生の就学援助措置】**

**（問い合わせ先）** **学校安全支援課：058-214-2316**

被災により、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。

**★【高等学校授業料等減免措置】**

**（問い合わせ先） 在籍する各高校（授業料担当窓口）**

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。

**★【高校生等奨学給付金】**

**（問い合わせ先） 県、高校**

低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。

**★【高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）】**

**（問い合わせ先）**

**奨学金：在籍する各学校（奨学金担当窓口）**

**又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301**

**授業料減免：在籍する各学校（授業料担当窓口）**

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に，学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。

**★【大学等授業料等減免措置】**

**（問い合わせ先） 在籍する各学校（授業料担当窓口）**

災害により、家計が急変した等の理由で授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。

具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

**★【緊急採用奨学金】＜災害救助法＞**

**（大学・短大・高専・専修学校の奨学金）**

**（問い合わせ先） 在籍する各校（授業料担当窓口）**

災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与

を実施します。

**【ＪＡＳＳＯ災害支援金】**

**（問い合わせ先） 独立行政法人日本学生支援機構**

[**http://www.jasso.go.jp**](http://www.jasso.go.jp)**/gakusei/shienkin/index.html**

**在学している学校**

◆申請の資格（以下の全てに該当する方）

　１　国内の大学、短大、大学院、高専、専修学校専門課程に在学の方

　　２　自然災害や火災などに、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難指示が1ヶ月以上続いたりした方

　　３　学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等

◆罹災証明書が必要です。

**【ＪＡＳＳＯ奨学金の緊急採用】**

**（問い合わせ先） 独立行政法人日本学生支援機構**

[**http://www.jasso.go.jp**](http://www.jasso.go.jp)**/about/organization/shienkin/index.html**

**在学している学校**

対象は、火災・風水害等の災害によりやむを得ず他の学校に入学することで就学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから12ヶ月以内である方です。

**【あしなが育英会による奨学金】**

**（問い合わせ先） あしなが育英会：03-3221-0888 FAX/03-3221-7676**

**E-maiｌ/info@ashinaga.org**

20年かけて無利子で返せます。他の奨学金と同時に利用できます。

**【岐阜市育英資金（奨学貸付金・入学準備貸付金）】**

**（問い合わせ先） 子ども支援課：058-214-2396　市ＨＰに掲載**

**【ひとり親家庭等に対する奨学給付金】**

　**（問い合わせ先） 子ども支援課：058-214-2396**

経済的理由により修学が困難なひとり親世帯の子どもが高校に進学した場合の奨学金の支給です。

**★【児童扶養手当等の特別措置】**

**（問い合わせ先）　子ども支援課：058-214-2396　（児童扶養手当）**

**障がい福祉課：058-214-2135　（児童扶養手当以外）**

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。

**４　税金、保険料等の減免など**

**税金の減免等**

**【市・県民税】**

**（問い合わせ先） 市民税課：058-214-2063**

**E-mail/shiminzei@city.gifu.gifu.jp　　市HPに掲載**

災害により以下のような被害を受けた方は、市・県民税の減免を受けられる場合があります。

　　・死亡又は障害者となった方

　　・住宅又は家財について損害を受けた場合で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方

**【固定資産税・都市計画税】**

**（問い合わせ先） 資産税課　土地係：058-214-2058 家屋係：058-214-2059**

 **償却資産係：058-214-2057**

**FAX/058-266-8093 E-mail/shisanzei@city.gifu.gifu.jp**

災害救助法の対象となる災害などにより、所有する固定資産に著しく価値を減じる損害を受けた場合、減免を受けられる場合があります。

**【納税の猶予】**

　**（問い合わせ先） 納税課：058-214-2098　 E-mail/nouzei@city.gifu.gifu.jp**

災害により被害を受けた方は、市・県民税、固定資産税、軽自動車税等の納税が猶予される場合があります。

**【県税】**

**（問い合わせ先） 岐阜県税務課：058-272-1153　FAX/058-271-3711**

**E-mail/c11110@pref.gifu.lg.jp**

**岐阜県税事務所：058-214-6704 FAX/058-278-0054**

**E-mail/c21301@pref.gifu.lg.jp**

**岐阜県自動車税事務所：058-279-3781 FAX/058-279-5677**

**E-mail/c21309@pref.gifu.lg.jp**

災害によって直接損害を受けた時には、県税について「減免」、「期限延長」、「納税の猶予」等の救済措置を受けることができます。

　　減免を受けられる県税は、個人の事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税（環境性能割・種別割）です。

**★【国税】**

**（問い合わせ先） 岐阜北税務署：058-262-6131　　　岐阜南税務署：058-271-7111**

災害（地震、風水害等）により被害を受けられた方には、申告等の期限の延長、納税の猶予、所得税の全部又は一部の軽減、源泉徴収の徴収猶予などの措置が設けられています。

**保険料の減免**

**【国民健康保険料】**

**（問い合わせ先）　国保・年金課　　保険料係：058-214-4315 FAX/058-267-5087**

**E-mail/kokuho@city.gifu.gifu.jp**

災害・自己破産・生計維持者が病気で働けないなどの特別な事情がある場合、保険料を減免できる場合があります。

**【国民健康保険医療費一部負担金】**

**（問い合わせ先） 国保・年金課　　給付係：058-214-2083　　FAX/058-267-5087**

災害や事業の休廃止など特別の事情により収入が一定額以下となり、医療機関などに支払う一部負担金の支払いが困難になったとき、減免や支払猶予を一定期間受けられる場合があります。

**【国民年金保険料】**

**（問い合わせ先） 国保・年金課　　年金係：058-214-2086　　FAX/058-269-4054**

災害・失業などにより、所得が少なくなり保険料の納付が困難な方や、生活保護法による扶助を受けている方等に保険料の免除制度があります。５０歳未満の方は「納付猶予制度」も申請することができます。

**【確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長】**

**（問い合わせ先）**

**企業型年金：その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関**

**個人型年金：ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関**

掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると

認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。

**【厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長】**

**（問い合わせ先）　管轄の年金事務所**

掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。

**【後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免】**

**（問い合わせ先）　福祉医療課：058-214-2128　　FAX/058-265-7613**

**E-mail/f-iryou@city.gifu.gifu.jp**

被保険者や世帯主が災害などにより著しい損害を受けたときや、失業等により著しく所得が減少したときなど特別な事由の方で、一定の基準を満たす方に対して、保険料の徴収・一部負担金が猶予、減免される場合があります。

**★【介護保険料・介護保険利用者負担額の減免】**

**（問い合わせ先） 介護保険課：058-214-2091・058-214-2092**

**FAX/058-267-6015　　E-mail/kaigo@city.gifu.gifu.jp**

災害により、生活が著しく困難となった場合やこれに準ずると認められる場合は、介護保険料の徴収が猶予、減免、介護保険利用者負担額が減免されることがあります。

**★【障がい福祉サービス等の利用者負担金の減免】**

**（問い合わせ先）　障がい福祉課：058-214-2137　　FAX/058-265-7613**

**E-mail/fj-shougai@city.gifu.gifu.jp**

災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難と認められる場合、負担が減免されることがあります。

**【保育所等の保育料の減免】**

**（問い合わせ先） 子ども保育課：058-214-2143 E-mail/hoiku@city.gifu.gifu.jp**

災害により被害を受けた被災者に対しては、保育料等が軽減・免除され

ることがあります。

**★【公共料金・使用料等の特別措置】＜災害救助法＞**

**水道料金・下水料金 （問い合わせ先）　営業課 料金・徴収係：058-259-7516**

災害により被害を受けた被災者に対しては、公共料金や施設使用料が軽減・免除されることがあります。

**【生命保険の保険料払込猶予期間の延長】**

**（問い合わせ先）　ご契約の生命保険会社、簡易生命保険管理機構の窓口**

災害救助法が適用された地域の被災者について、保険料の払込猶予期間の延長（最長6ヶ月）が実施される場合があります。

**【住宅ローン等の免除・減額】**

**（問い合わせ先）　借入先の金融機関**

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者に対して、生活や事業の再建を支援するため、債権者と債務者の合意に基づき債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を行うことができます。

**★【生活保護】**

**（問い合わせ先）**

**生活福祉一課・生活福祉二課:058-214-2156～2157、058-214-2159～2164**

生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。

**★【生活困窮者自立支援制度】**

**（問い合わせ先）**

**生活福祉一課・生活福祉二課: 058-2156～2157、058-214-2159～2164**

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、各種支援を実施するほか、

他の機関と連携して、状況に合わせた包括的な支援を行うものです。

**５　住居支援**

**住宅融資**

**★【生活福祉資金の貸付】**

**（問い合わせ先）　社会福祉協議会生活相談係：058-253-0294**

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。

**★【母子父子寡婦福祉資金の住宅資金】**

**（問い合わせ先）　子ども支援課：058-214-2396**

災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。

**被災者のための住宅提供**

**★【公営住宅】**

**（問い合わせ先）　市の住宅課：058-265-3902　FAX/058-264-1760**

**E-maiｌ/jutaku@city.gifu.gifu.jp**

**県の住宅課：058-272-8692**

**県住宅供給公社岐阜事務所：058-265-3900**

低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。罹災証明書が必要です。

**★【特定優良賃貸住宅等】**

**（問い合わせ先）　県の住宅課：058-272-8692、市の住宅課：058-265-3902**

被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。

**★【地域優良賃貸住宅】**

**（問い合わせ先）　県の住宅課：058-272-8692、市の住宅課：058-265-3902**

被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅等に入居することができます。

**★【セーフティネット登録住宅】**

**（問い合わせ先）　県の住宅課：058-272-8692、市の住宅課：058-265-3902**

被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができます。

**【応急仮設住宅】**

**（問い合わせ先）　県の住宅課：058-272-8692**

**市の住宅課：058-265-3902　FAX/058-264-1760**

**E-maiｌ/jutaku@city.gifu.gifu.jp**

災害により住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がなく、自己の資金で住宅を確保できない方に住宅を提供します。罹災証明書が必要です。

◆着工期間：建設型応急住宅　災害発生の日から20日以内に着工

賃貸型応急住宅　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げる。

◆供与期間：最長2年3月

◆家賃：無料（光熱費、自治会等が徴収する共益費等は自己負担）

◆応急仮設住宅の管理

市は、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

**【旅館、ホテル等】**

**（問い合わせ先）　都市防災政策課：058-267-4763　　FAX/058-265-3857**

**E-maiｌ/bousai@city.gifu.gifu.jp**

大規模災害時において、被災した要配慮者が公営住宅又は応急仮設住宅に入居できるまでの間、長良川温泉旅館協同組合に加盟する旅館、ホテル等、岐阜ホテル会に加盟する旅館、ホテル等の一部の宿泊施設を提供します。

対象は、原則として専門的な介護等を必要としない方で、高齢者、障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）、乳幼児、妊産婦並びにこれらの者と同一世帯の方及び市が必要と認めた介護者等です。

**★【障害物の除去】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先）　道路建設課：058-214-2191****E-maiｌ/douro@city.gifu.gifu.jp**

災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。応急仮設住宅に入居されない方が対象です。罹災証明書が必要です。

**★【住宅の応急修理】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先）　福祉政策課：058-265-3891**

 **E-mail/fukushi-sei@city.gifu.gifu.jp**

住宅が半壊（半焼）若しくは、これに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10％以上20％未満の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。罹災証明書が必要です。

　罹災証明書に「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び一部損壊（準半壊）」と記載されている方が対象です。

**★【リフォーム税制】**

**所得税**

**（問い合わせ先）岐阜北税務署：058-262-6131　岐阜南税務署：058-271-7111**

工事内容に応じ控除を受けることができます。

**固定資産税**

**（問い合わせ先）資産税課家屋係:058-214-2059**

工事内容に応じ減額を受けることができます。

**災害予防**

**★【住宅の耐震化】**

**（問い合わせ先）　建築指導課 耐震係：058-265-3904**

住宅の耐震化を支援するため、一戸建て木造住宅の耐震診断の実施や木造

住宅の耐震改修工事費の一部を補助します。

**６　農林業・中小企業・自営業への支援**

**農林漁業関係者への融資**

**【天災融資制度】**

**（問い合わせ先）　経済政策課：058-265-3896**

**E-mail/keizai-sei@city.gifu.gifu.jp**

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金それぞれ融資し、経営の安定化を図ります。

被害が特に甚大である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和されます。

★【**株式会社日本政策金融公庫による融資】**

**（問い合わせ先）　日本政策金融公庫岐阜支店　農林水産事業：058-264-4855**

◆農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

◆農林漁業施設資金

災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金

◆農業基盤整備資金

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金

◆林業基盤整備資金

森林、林道等の復旧のための資金

**被災中小企業の振興**

**【相談窓口】**

自然災害により被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口が設置されます。

**◆日本政策金融公庫岐阜支店**

**国民生活事業：0570-049154（ナビダイヤル）　中小企業事業：058-265-3171**

**◆岐阜県商工会連合会　広域支援室：058-277-1071**

**◆岐阜県中小企業活性化協議会：058-212-2685**

**◆岐阜県信用保証協会：058-276-8123(代)**

**◆岐阜市信用保証協会：058-265-4611**

**◆岐阜県中小企業団体中央会：058-277-1101 E-mail/info@chuokai-gifu.or.jp**

**◆公益財団法人岐阜県産業経済振興センター：058-277-1090**

**よろず支援拠点：058-277-1088 E-mail/yorozu@gpc-gifu.or.jp**

**◆商工組合中央金庫岐阜支店：058-263-9191**

**◆独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部：052-201-3003(代)**

**◆中部経済産業局産業部中小企業課：052-951-2748**

**★【災害復旧貸付】＜災害救助法＞**

**（問い合わせ先）　日本政策金融公庫岐阜支店**

**国民生活事業：0570-049154（ナビダイヤル）**

**中小企業事業：058-265-3171**

**商工組合中央金庫岐阜支店：058-263-9191**

災害救助法が適用されるような大規模な災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業所復旧のための設備資金及び長期運転資金を融資します。

**【岐阜市災害関係保証制度】（岐阜市信用保証協会制度）**

国民生活に著しい影響を及ぼす災害が発生した場合において、その災害により被害を受けた中小企業者の事業再建に必要な資金の融通の円滑化を図ります。

＜取扱金融機関（１６金融機関）＞

○ 銀行　三菱ＵＦＪ、みずほ、三井住友、十六、大垣共立、三十三、北陸、

愛知、中京

○ 信用金庫　岐阜、大垣西濃、関

○ 信用組合　岐阜商工

○ 政府系 商工組合中央金庫

○ 農業協同組合　ぎふ

**【岐阜県中小企業資金融資制度】**

経営の活性化、安定化のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）を設けています。県制度融資は、県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。

＜取扱金融機関（３４金融機関）＞

○ 銀行　　　　三菱ＵＦＪ、みずほ、三井住友、十六、大垣共立等

○ 信用金庫　岐阜、大垣西濃等

○ 信用組合　岐阜商工等

○ 政府系 商工組合中央金庫

○ 農業協同組合　ぎふ等

**【雇用保険特例措置と雇用調整助成金】**

**（問い合わせ先）**

**雇用保険特例措置　ハローワーク岐阜　雇用保険適用課：058-247-3211(代)**

**雇用調整助成金**　　**岐阜労働局助成金センター：058-263-565**

地震、大雨災害などにより休業している事業主・労働者を対象とした雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金が支給される場合があります。

事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合、休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

**７　環境・上下水道**

**環　境**

**【生活ごみ、災害廃棄物等の処理に関する広報】**

**（問い合わせ先）　環境一課：058-265-3983**

**E-mail/kankyo-1k@city.gifu.gifu.jp**

生活ごみの収集や、罹災ごみの持ち込み場所（仮置場）の開設時期およ

び分別方法についての情報を周知するため広報を行います。

　◆広報手段

　　防災行政無線、広報車、ＴＶ・ラジオ、新聞、広報紙、市ＨＰ等

**【仮設トイレ等の設置・汲み取り】**

**（問い合わせ先）　環境二課：058-214-2419**

設置にあたっては、地域災害対策本部（地域公民館等）から災害対策本部に

設置を要請し、汲み取りは環境二課が行います。

**【粗大ごみ処理手数料の減免】**

**（問い合わせ先）　環境一課：058-214-2418**

**E-mail/kankyo-1k@city.gifu.gifu.jp**

災害により被災した家財道具に限り、粗大ごみ手数料の減免が受けられます。罹災証明書の提出が必要です。

**【消毒液（自宅用）の無料配布】**

**（問い合わせ先）　生活衛生課：058-252-7195 E-mail/s-eisei@city.gifu.gifu.jp**

**上下水道**

**【応急給水】**

**（問い合わせ先）　上下水道事業政策課：058-259-7878**

**E-mai/sui-sei@city.gifu.gifu.jp**

**URL http://www.city.gifu.lg.jp/water/**

　　断水時には、給水体制が整い次第、各避難所において給水車による運搬給水を行います。なお、給水時には給水場所をお知らせします。

**【各種窓口】**

◆道路で漏水を発見した時　　　　　**維持管理課：058-259-7788**

◆宅地内で漏水を発見した時　　　　**市指定店（指定給水装置工事事業者）**

※第１止水栓までは維持管理課で対応

◆汚水が流れない（流れが悪い）時　**維持管理課：058-259-7788**

※維持管理課による調査の結果、

排水設備（取付管を除く。）に原因

がある場合　　　　　　　　　　　**市指定店（下水道排水設備指定工事店）**

**◆**水道料金・下水料金について

**上下水道料金センタ－：058-266-8835**

**FAX/058-269-3909**

**営業課　料金・徴収係：058-259-7516**

◆下水道事業受益者負担金について　**営業課 負担金・普及係：058-259-7520**

◆貯水槽水道の管理について　　　　**保健所生活衛生課：058-252-7195**

**８　生活関連支援**

**預金通帳、印鑑を紛失した場合の預貯金等の払い戻し**

**（問い合わせ先）　各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）**

**証券会社及び生命保険・損害保険会社等の窓口**

災害救助法が適用された地域の被災者に対し、預金証書、通帳、届出の印鑑を紛失した場合でも、被災状況等を踏まえた方法をもって預金者であることを確認して払い戻しに応じる等の金融上の措置が講じられます。

**運転免許証の再交付**

**（問い合わせ先）　岐阜県警察本部運転免許課岐阜運転者講習センター**

**Ｔｅｌ：058-295-1010（代）** 月曜～金曜日　8時半～17時15分

◆申請場所

○ 岐阜運転者講習センター（即日交付）14時半～15時

○ 各警察署交通課　（約3週間後交付） 8時半～12時、13時～17時

**基礎年金番号通知書、国民健康保険被保険者証の再交付**

**【基礎年金番号通知書の再交付】**

**（問い合わせ先）　国保・年金課　年金係：058-214-2086** 8時半～17時半 月～金**市の各事務所**　9時半～16時15分　月～金

**岐阜北年金事務所：058-294-6364**  平日8時半～17時15分　　（ただし週初の開所日は8時半～19時）

第2土曜　9時半～16時

お急ぎの場合は、岐阜北年金事務所へ連絡して下さい。

**【国民健康保険被保険者証の再交付】**

**（問い合わせ先）　国保・年金課　保険料係：058-214-4315**　8時半～17時半

月曜～金曜日

**市の各事務所**　8時半～17時半 月曜～金曜日

**登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合**

**（問い合わせ先） 岐阜地方法務局本局：058-245-3181**

岐阜地方法務局本局では、不動産（土地・建物）に関する相談をお受けします。

**生保・損保契約照会制度**

**（問い合わせ先）　生命保険協会　災害地域生保契約照会センター：0120-001731**

**日本損害保険協会　自然災害損保契約照会センター：0120-501331**

災害救助法が適用された地域の被災者について、家屋の流出・焼失等により契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、保険契約の有無のご照会に応じます。

**災害に便乗した悪質商法について**

**【悪質商法について】**

**（問い合わせ先）　岐阜市消費生活センター：058-214-2666　　FAX/058-214-2580**

災害をきっかけや口実とした便乗商法が発生することが考えられますのでご注意ください。被害にあいそうになった時、被害にあってしまった時は、直ぐに消費生活センターにご相談下さい。

**悪質訪問販売について**

**（問い合わせ先）　上下水道事業政策課　企画係：058-259-7878**

“水道部の職員”を名乗る人物から浄水器の購入を勧められたり、「下

水道の詰まりを点検する。」と訪問を受ける事案が発生するおそれがあ

ります。不審に思われた場合は、身分証明書の提示を求めて下さい。

**９　こころの健康等**

**性暴力被害防止**

**（問い合わせ先）**

**◆公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター**

**ぎふ性暴力被害者支援センター：058-215-8349　（24時間ホットライン）**

**◆岐阜県女性相談センター：058-213-2131**

電話　平日9時～21時、土・日・祝日9時～12時、13時～17時

面接（原則予約制）　 　平日9時～17時

**◆岐阜地域福祉事務所福祉課：058-272-1929** 電話・面接　平日9時～17時

**◆岐阜県警　ストーカー相談１１０番：0120-794-310**電話　平日9時～16時

**◆岐阜県警　警察安全相談室：058-272-9110** 電話　毎日24時間

**◆市子ども支援課　ＤＶ通報：058-269-1488**

避難所、避難先では、女性や子供を狙った性被害・性暴力、ＤＶなどが発生するリスクが高まります。ひとりで悩まず、ご相談下さい。

**法律とこころの相談**

**【法テラス岐阜】日本司法支援センター岐阜地方事務所：050-3383-5471**

情報提供受付　平日9時～12時、13時～17時

法テラスは、総合法律支援法に基づいて設立され、国の予算で事業を行っています。安心してご相談ください。

法テラス岐阜では、面談や電話により、内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士によ　る法律相談が必要な方が、経済的にお困りの場合には、民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

**法律とこころの相談会**

**（問い合わせ先）　岐阜県保健医療課（代）：058-272-1111**

**ＦＡＸ/058-278-2624 E-mail/c11223@pref.gifu.lg.jp**

臨床心理士と弁護士による面接相談会（無料）を開催しています。

**面接による無料法律相談会**

**（問い合わせ先）　県民生活相談センター：058-277-1001　　ＦＡＸ/058-277-1005**

**E-mail/c21605@pref.gifu.lg.jp**

毎月2回、面接による無料法律相談会を行っています。

**福祉なんでも１１０番**

**（問い合わせ先　 岐阜県福祉総合相談センター：058-234-0110**

**ＦＡＸ/058-234-0568　　E-mail/soudan2@gifu-fukushi.jp**

**清流園：058-231-1521**

**県立寿楽苑：058-239-8830**

◆生活全般相談　　　　　　年中無休　電話・来所相談　9時～17時

◆福祉用具・住宅改修相談　原則火曜日　10時～16時

**相談窓口一覧**

◆**ＮＰＯ法人岐阜いのちの電話協会:058-277-4343　　E-mail/inochi@ktroud.ne.jp**

日曜～木曜　19時～22時、金曜19時～翌日土曜22時

**フリーダイヤル：0120-738-556**毎月10日8時～翌日朝8時

◆**岐阜市子ども・若者総合支援センター：0120-43-7830　(フリーダイヤル)**

**E-mail/gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp**

(子どもホッとダイヤル24ｈ)　**TEL:0120-43-1474　(フリーダイヤル)**

(子どもホッとメール)　**E-mail/gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp**

◆**岐阜県精神保健福祉センター：058-231-9724 FAX/058-233-5133**

○ 来所相談　月・水・木・金曜日午前中

○ 電話相談　月曜～金曜日 9時～17時

（岐阜県こころのダイヤル119番）**TEL:058-233-0119**

月曜～金曜日　10時～16時

◆**岐阜県女性の活躍支援センター:058-214-6431 FAX/058-214-6432**

（一般電話相談）　**ＴＥＬ：058-278-0858**

月～木曜日、第1・3土曜日9時～12時、13時～17時

（専門面接相談予約）**ＴＥＬ：058-278-0858**

○ 法律相談 第2・4水曜日　13時～16時

○ こころの相談 第1・3木曜日　13時～16時

◆**岐阜市女性センター:058-268-1052**

（電話相談）**ＴＥＬ：0120-786-874**

月～土10時～12時、13時～16時（祝日・休館日除く）

※第1・3金曜日は、17～20時（夜間）も相談可

（専門面接相談予約）**ＴＥＬ：058-268-1052**

○ 法律相談　第2・3火曜日　13時～15時

○ 心の相談　第2水曜日　 　13時～15時

**10　災害ボランティア**

**ボランティア相談**

**（問い合わせ先）**

**◆岐阜市社会福祉協議会　岐阜市ボランティアセンター：058-255-5511**

**FAX/058-255-5512** **E-mail/office@gifushi-shakyo.or.jp**

**URL** [**http://www.gifushi-shakyo.or.jp**](http://www.gifushi-shakyo.or.jp)

**◆岐阜市生涯学習センター　　生涯学習・ボランティア相談コーナー：058-268-1055**

**URL https://gikyobun.or.jp/heartful/shogaigakushu/volunteer/**

**◆岐阜市市民活動交流センター　：058-264-0011**

**URL https://g-mediacosmos.jp/center/volunteer/post\_1.html**

岐阜市社会福祉協議会、生涯学習センター及び市民活動交流センターでは、ボランティア相談を受け付けています。

 　ボランティアをしたい、ボランティアの力を求めたい方は、お気軽にご相談ください。

**岐阜市災害ボランティアセンター**

岐阜市社会福祉協議会は、大規模災害が発生し、ボランティアによる支援が必要な場合、岐阜市災害対策本部と協議のうえ、ぎふメディアコスモスに災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受付、被災状況・被災ニーズの収集、マッチングなどを行います。

**岐阜市災害時多言語支援センター**

**（問い合わせ先） みんなの森　ぎふメディアコスモス　１階　多文化交流プラザ**

**住所：岐阜市司町40-5　　電話：058-263-1741**

**(公益財団法人岐阜市国際交流協会)**

**HP:**[**http://www.ccn.aitai.ne.jp**](http://www.ccn.aitai.ne.jp)**/～gk3700cc/index.htm**

岐阜市と公益財団法人岐阜市国際交流協会は、大規模災害が発生し、多数の外国人が被災して支援が必要と見込まれる場合に、災害時多言語支援センターを設置し、災害情報を多言語に翻訳し発信するほか、避難所を巡回して外国人被災者及び避難所運営者を支援します。

◆主な業務内容

　○ 災害情報の収集・翻訳・提供

　○ 避難所巡回

　○ 外国人被災者からの相談への対応

　○ 避難所からの通訳派遣・翻訳依頼への対応

|  |  |
| --- | --- |
| 制度名 | 問い合わせ先 |
| 恩給担保貸付 | 日本政策金融公庫岐阜支店：058-263-2136 |
| 未払賃金立替払制度 | 岐阜労働基準監督署：058-247-2368 |
| 雇用保険の失業等給付 | ハローワーク岐阜：058-247-3211（代） |
| ハロートレーニング（公的職業訓練） | ハローワーク岐阜：058-247-3211（代） |
| 職業転換給付金の支給 | ハローワーク岐阜：058-247-3211（代）岐阜労働局助成金センター：058-263-5650 |
| 法的トラブル等に関する情報提供 | 法テラス岐阜：0570-078345 |
| 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度 | 法テラス岐阜：0570-078345 |
| 小規模事業者経営改善貸付（マル経融資） | 岐阜商工会議所：058-264-2135岐阜県商工会連合会：058-277-1068 |
| 生活衛生改善貸付 | 生活衛生営業指導センター：058-216-3670各生活衛生同業組合 |
| 高度化事業（災害復旧貸付） | 岐阜県：https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html中小企業基盤整備機構 中部本部052-220-0516 |
| セーフティネット保証４号 | 岐阜県信用保証協会： 058-276-8123 |
| 災害関連保証 | 岐阜県信用保証協会： 058-276-8123 |
| 職業適応訓練費の支給 | ハローワーク岐阜：058-247-3211（代）岐阜労働局助成金センター：058-263-5650 |

付録　その他の制度の問い合わせ先